

輸入統計品目表改正

平成26年3月財務省告示第百十五号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
0402.10	<ul style="list-style-type: none"> — 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。） — 砂糖を加えたもの (省略) — その他のもの <ul style="list-style-type: none"> — 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。） — 学校等給食用のもの — 関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの 			0402.10	<ul style="list-style-type: none"> — 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。） — 砂糖を加えたもの (同左) — その他のもの <ul style="list-style-type: none"> — 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。） — 学校等給食用のもの — 関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの 		
211		KG		211		KG	

輸入統計品目表改正

平成26年3月財務省告示第百十五号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	212	----- その他のもの ----- 飼料用のもの	KG	212	----- その他のもの ----- 飼料用のもの	KG	
0402.21	216	----- 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共 通の限度数量以内のもの	KG	216	----- 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共 通の限度数量以内のもの	KG	
	217	----- その他のもの ---- その他のもの (省略)	KG	217	----- その他のもの ---- その他のもの (同左)	KG	
§		(省略)		0402.21			
0402.99				§			
				0402.99			